

「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針について」より抜粋

II 食品ロスの削減の推進の内容に関する事項

2 基本的施策

(1) 教育及び学習の振興、普及啓発等

- ① 消費者に対し、食品ロスを減らすポイントを記載した普及啓発資材を活用し、家庭での食品ロス削減のために、暮らしの中で意識してできる内容の普及啓発を行う。特に、食品ロスの発生の記録が削減に効果的であることを周知する等、消費者が食品ロスを意識する取組を推進する。また、食品を少し多めに買い置きして、食べたならその分を買い足すことにより、食品の備蓄ができる「ローリングストック法」の周知を図る。
(消) (農) (環)
- ② 消費者に対し、賞味期限と消費期限の違い等、期限表示の正しい理解を促進する。(消) (農)
- ③ 消費者及び食品関連事業者等に対し、宴会シーズンや季節商品の予約時期など、季節ごとの消費の機会を捉えた情報発信等を行う。「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」により、外食時の食べきり・持ち帰り(持ち帰り用容器の活用を含む。)等に係る啓発を一層推進する。(消) (農) (環)
- ④ 消費者に対し、食品関連事業者が行う、商慣習見直し等を含めた食品ロス削減に資する取組について普及啓発を行い、理解を促進する。(農)
- ⑤ 「もったいない」の考え方の下、ロゴマーク「ろすのん」の周知及び食品ロス削減に取り組む企業・団体等による積極的な活用を推進する。(農)
- ⑥ 食品ロス削減月間(10月)、食品ロス削減の日(10月30日)に、食品ロスの削減に関する国民の意識の醸成、社会的な機運を高める取組を実施する。このほかの時期においても、通年にわたり、食品ロス削減の具体的な取組がマスコミ等で取り上げられるよう、広報に努める。(消) (農) (環)
- ⑦ 地域等において食品ロスの削減を担う人材を育成するため、教材の開発・提供等を推進する。(消)

- ⑧ 命の大切さや食への感謝の気持ちを養うなど、学校の教科等を通じて食品ロスの削減に関する理解と実践を促す。また、一律に完食を強要するような指導ではなく、個に応じた給食指導を行うとともに、学校の実態に応じて給食時間を適切に定める。(文) (環)
- ⑨ 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会における食品ロス削減対策の取組について普及啓発を図るなど、各種イベント等での対策実施を推進する。(農) (環)

(2) 食品関連事業者の取組に対する支援

- ① 規格外や未利用の農林水産物の活用(加工・販売等)を促進する。(農)
- ② 食品ロス削減のための商慣習見直し等の取組の推進及び事業者の取組に対する消費者理解の促進を図る。商慣習見直しとしては、食品製造業者と、食品卸売・小売業者の連携の下、賞味期限表示の大括り化(年月表示・日まとめ表示)、賞味期限の延長、厳しい納品期限の緩和(取組企業や実施品目の拡大)を一体的に促進する。また、需要予測の高度化や受発注リードタイムの調整等による適正受発注の推進を図る。(農) (経)
- ③ 季節商品の予約販売等、需要に見合った販売を推進する。(農)
- ④ 食品関連事業者に対し、一体的な消費者啓発(期限表示の理解や適切な購買行動の促進等)に取り組んでいただくよう呼び掛けるとともに、その際に活用できる啓発資材を提供する。また、これらの食品関連事業者が取り組んでいる消費者啓発活動を他の食品関連事業者に周知し、横展開を促進する。(消) (農) (環)
- ⑤ 小盛りサイズメニューの導入等、利用者の希望に沿った量で料理を提供する外食事業者の取組を促進するほか、ビュッフェ・宴会での食事提供の工夫など外食事業者の食品ロス削減の取組事例を周知する。(消) (農) (環)
- ⑥ 外食時の食べきりや、持ち帰りに関する留意事項について、「外食時のおいしく「食べきり」ガイド」等により、一層の周

知を図る。特に、持ち帰りについては、留意事項を十分に理解して希望する者が「自己責任で持ち帰り」を行うことを「当たり前」にする啓発を推進する。(消)(農)(環)

- ⑦ 需要予測の高度化や物流の効率化による食品流通の合理化、フードシェアリング等の新たなビジネスを含めた ICT、AI 等の新技術の活用による食品ロス削減の取組を促進する。(農)(経)
- ⑧ 食品ロスの削減に積極的な食品関連事業者等の取組の見える化を図る。(農)
- ⑨ 過剰な回収につながらないよう食品衛生法(昭和 22 年法律第 233 号)における自主回収報告制度の対象となる食品等の範囲を示し制度の周知を図る。(厚)
- ⑩ 食品表示基準(平成 27 年内閣府令第 10 号)違反があった場合に、過剰な回収につながらず事業者が適切に表示の是正を実施できるよう、周知を図るとともに必要な検討を行う。(消)
- ⑪ 食品ロス削減を含め、企業の取組における環境・社会・ガバナンスの要素を考慮した ESG 金融の普及を促進する。(環)

(3) 表彰

食品ロスの削減に取り組むインセンティブを与えるとともに、国民に取組の重要性が広く認知され、各地域における取組が促進されるよう、国において表彰制度を創設する。(消)(環)

(4) 実態調査及び調査・研究の推進

- ① 食品廃棄物等の発生量及びその可食部率の捕捉並びにこれに基づく食品ロス発生量推計を継続的に実施する。(農)(環)
- ② 食品ロスの内容、発生要因等を分析する。(農)(環)
- ③ 食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査、研究等を実施

する。(消)(農)

- ④ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を調査する。(消)
- ⑤ ムーンショット型研究開発制度において、食品ロス削減の観点を含め、持続的な食料供給産業を創出するための挑戦的な研究を推進する。(農)

(5) 情報の収集及び提供

- ① 先進的な取組や優良事例について、ウェブサイト等により広く提供する。その際、若者等による積極的な取組事例の収集及び提供を強化するほか、幅広い世代から食品ロス削減の取組やアイデアを募集し、SNS等も活用して紹介する。(消)(農)(環)
- ② エシカル消費の啓発とも連動させ、消費の社会へのつながりの意識を喚起する。(消)
- ③ 食品ロスの削減による環境負荷の策定の成果に係る情報発信を行う。(環)

(6) 未利用食品を提供するための活動の支援等

- ① 関係者相互の連携のための取組(例：食品関連事業者とフードバンク活動団体とのマッチングや提供される食品の情報共有、フードドライブの推進)を含めた、フードバンク活動への支援を行う。事業者等によるフードバンク活動団体の取組への広範な支援を推進する。(消)(厚)(農)(環)
- ② 食品関連事業者等が安心して食品の提供を行えるよう、フードバンク活動団体における食品の取扱い等に関する手引きを周知する。(農)
- ③ 食品の提供等に伴う責任の在り方について、外国の事例の調査等を行い、検討する。(消)

Ⅲ その他食品ロスの削減の推進に関する重要事項

1 地方公共団体が策定する食品ロス削減推進計画

(3) 食品ロス削減推進計画の策定への支援

① 国は、地域における食品ロスの削減を推進するため、地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定を促進する。(消)(農)(環)

② 国は、計画策定等に伴い生ずる新たな事務負担等が軽減されるよう必要な支援（地方公共団体の優良事例等の全国への情報提供を含む。）、地方公共団体の職員の研修機会の提供など適切な支援に努める。(消)(農)(環)

2 関連する施策との連携

① このような関連施策の連携を推進していくため、関係省庁間の緊密な連携を図ることが重要である。(消)